

津波注意報発令時(避難指示)の対応について

津波注意報発令時(避難指示)の学校の対応について、お知らせいたします。

原則の対応については、「緊急時・非常時の児童の登下校について」(右側を参照)での対応となります。(令和3年11月5日付けの八戸市教育委員会からの通知等をもとに作成したもの)

しかし、津波注意報発令時(避難指示)は、以下のような対応となりますので、ご確認・ご理解いただくようお願いいたします。(令和3年5月20日からの改正災害対策基本法の施行等により、警戒レベル4の避難勧告と避難指示(緊急)が「避難指示」に一本化されました。)

記

(対応について)

1 津波注意報のみが発令されている場合

- ・原則、学校は通常どおりの教育活動を行います。(休校の措置はとりません。)
- ・登下校時間は、通常どおりとなります。(何らかの要因で登下校が難しい場合は、ご連絡ください。)
- ・避難所は、八戸市からの要請がなければ開設していません。

2 津波注意報及び八戸市からの避難指示等がでている場合

- ・原則、学校は通常どおりの教育活動を行います。(休校の措置はとりません。)
- ・登下校時間は、通常どおりとなります。(何らかの要因で登下校が難しい場合は、ご連絡ください。)
- ・避難所は、八戸市より指示がある場合に開設(多賀小避難所開設時の計画を参考)となります。但し、自主避難者がある場合は受け入れる時があります。(八戸市と協議)

※上記以外の対応を行う場合は、安全情報配信メールまたは電話等でご連絡いたします。

※本校は、津波警報までの避難所となっております。(大津波警報時は、避難所にはなりません。)

参 考

大津波警報……予想される津波が3メートルを超える場合

→多賀小は、避難所にはなりません。直ちに高台への避難が必要です。

津波警報………予想される津波が1メートルを超え、3メートル以下の場合

→多賀小は、避難所となります。

津波注意報………予想される津波が0.2メートル以上、1メートル以下の場合

→多賀小は避難所となる場合もあります。

※気象庁

警戒区域………設定した区域への立ち入りを制限、禁止またはその区域から退去を命じるものです。従わない場合、罰金または拘留の罰則が科せられます。

避難指示………人的被害の発生する危険性が非常に高い状況です。直ちに全員避難してください。(警戒レベル4)

高齢者等避難…要援護者など避難に時間のかかる方は避難行動を開始してください。それ以外の方も、出勤等の外出などを控え、避難の準備や、自主的に避難してください。(警戒レベル3)